

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	66 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	65 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

平成 19 年 6 月に社会保険事務所（当時）に対して国民年金納付記録照会を行ったところ、国民年金記録に未納期間があることが分かった。

国民年金の加入手続については、昭和 51 年 1 月当時は私の父が行い、57 年 6 月当時は自分で行った。国民年金保険料は、私が親に渡していたお金の中から親が役場及び地区の国民年金委員に納めてくれていたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、二つの期間で、合計 13 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しているほか、満 20 歳以降における厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っており、納付意識が高かったものと考えられる。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月 28 日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 51 年 1 月 26 日にさかのぼって資格取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間①の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人の父親は申立人の国民年金加入手続時点において、51 年 4 月以降の保険料をさかのぼって現年度納付しており、A 市は、当時、市の窓口では、過年度保険料の納付書を依頼があれば発行していたと説明していることを踏まえると、当該納付手続時点において、申立期間①の保険料を過年度納

付したものとみても不自然ではない。

申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 6 月に会社を退職したことに伴い、同年 6 月 26 日に国民年金の被保険者資格を再取得していることを踏まえると、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら、短期間の保険料を納めないことは不自然である。

また、申立人は、「私は、親に毎月 2～3 万円くらい渡しており、その中から親が私の国民年金保険料を地区の国民年金委員の集金の都度納めてくれていたと思う。」と供述しているところ、申立期間②当時、申立人の住居地には国民年金委員が配置され、国民年金保険料を収納していたことが市町村への照会結果によって確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年8月21日、資格喪失日が同年12月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を6年8月21日、資格喪失日を同年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月21日から同年12月21日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び喪失届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成6年8月21日、資格喪失日は同年12月21日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

私が同社に勤務していたことは間違いなく、私の給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年8月21日、資格喪失日が同年12月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者

期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳及びB健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年8月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が6年12月21日とされ、当該期間のうち、5年6月1日から6年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5年6月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは19万円、6年1月から同年3月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年4月1日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得届がさかのぼって提出されており、資格取得日は平成6年4月1日から5年6月1日に訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

私は、A社に入社した平成5年6月1日から退職した6年12月20日まで継続して勤務し、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたので年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が6年12月21日とされ、当該期間のうち、5

年6月1日から6年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与台帳及びB健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録から、申立人は、A社に平成5年6月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与台帳で確認できる源泉控除された厚生年金保険料額から、平成5年6月から同年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは19万円、6年1月から同年3月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年6月から6年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年10月1日から20年4月15日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年4月15日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年4月15日まで
年金事務所で厚生年金保険の年金記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和18年11月ごろから、A空襲（B市付近における空襲）に遭った20年4月15日までC社に継続して勤務していた。私と一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年11月ごろ（女子従業員の厚生年金保険の適用は昭和19年10月1日）からC社に勤務し、当該事業所が空襲にあった20年4月15日まで勤務していたと主張しているところ、申立人の同僚は、「私と申立人は、昭和18年11月からA空襲に遭った20年4月15日まで当該事業所において継続して働いていた。」旨供述している。

一方、オンライン記録では、申立人の当該事業所に係る被保険者記録は無いものの、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と一字違いの名で基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。また、当該被保険者と申立人の生年月日は、一部相違しているものの、申立人と同時期に働いていた同僚の一人は、申立期間当時、当該事業所に申

立人と同姓の従業員はいなかったと供述しているところ、当該被保険者名簿から、ほかに申立人と同姓の被保険者を確認できないことから、当該被保険者記録は申立人のものであり、申立人は、当該被保険者記録どおり、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記載は無く、申立人が記憶している同僚も申立人と同様に資格取得日は記載されているが、資格喪失日は記載されていない。しかしながら、オンライン記録では、当該同僚の資格喪失日は当該事業所がA空襲により焼失した日である昭和 20 年 4 月 15 日と記録されていることから、申立人についても 20 年 4 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のC社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、喪失日は、20 年 4 月 15 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

福井厚生年金 事案 326～387 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年12月14日の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月14日

A県B厚生年金基金から連絡があり、平成19年12月14日に支給した賞与について、当該基金には届出を行っているが、社会保険事務所(当時)には届出を行っていないことが分かった。当社は、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除しているため、申立人の年金給付額に反映されるよう記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、C社から提出された申立人に係る給与マスタープルーフ兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 62 件 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から28年3月10日まで
60歳になり、年金受給の手続を行った際に、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

脱退手当金が支給済みになっていることについて、どうしても納得できなかったので、同僚にも連絡してみたが、私の年金記録だけが脱退手当金支給済みになっているようであった。どうして私だけ、受け取ったことが無い脱退手当金を支給済みにされているのか分からないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による退職が支給要件であったところ、申立人は、「昭和28年3月*日に結婚式を挙げた。」と供述しており、申立人の戸籍の改製原附票をみると、昭和28年3月*日から婚姻後の住所地において定住していることが確認できる上、脱退手当金の支給決定日である同年11月21日より前の同年10月*日に入籍していることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給年月日が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、「三人の同僚に脱退手当金の受給の有無を確認したところ、私だけが脱退手当金を受給していることに納得ができない。」と申し立てているが、当該三人に申立事業所を退職した理由を確認したとこ

る、一人は「私は、婚姻を理由に退職した。退職するとき、事業所から5,000円ほど受け取った。」旨供述しており、当該同僚の厚生年金保険被保険者台帳をみると、婚姻を理由に脱退手当金が支給された記録が確認でき、支給金額も当該同僚の記憶とほぼ一致している上、他の二人の同僚は、「結婚又は分娩を理由に退職したのではない。」と供述していることから、申立期間当時の脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は申立事業所を昭和28年3月に退職後、36年4月まで公的年金制度への加入歴が無く、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月ごろから 61 年 2 月ごろまで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 60 年 10 月ごろ母方の親戚に当たる A 社の社長に誘われ、同社に B 職見習いとして入社し、61 年 2 月ごろまでの 5 か月間勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻及び申立期間当時に A 社で勤務していた申立人の叔母の供述から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所は、平成 11 年 12 月に社会保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「関係書類が保存されていないことから、当時の状況は不明であるが、申立人については、申立期間当時、アルバイトとして雇用しており、社会保険には加入させていなかった。」旨供述している。

また、申立期間当時の給与事務担当者は、「申立人について記憶していないが、当時、アルバイトについては社会保険に加入させていなかった。」としているほか、前述の申立人の叔母は、「申立人は、アルバイトとして勤務していたと思う。」と供述しているなど、厚生年金保険料の控除について、積極的な供述が得られなかった。

さらに、申立期間について、当該事業所に係るオンライン記録を確認し

たが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月ごろから 44 年 4 月ごろまで

私は、昭和 41 年 3 月に集団就職で A 社に就職し、44 年 4 月ごろまで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に記録を照会したところ、加入記録が無いことが判明した。

私が持っている昭和 45 年の同社の入社案内には、社会保険欄に「健康保険、厚生年金に加入しております。」との記載もされているので、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間当時、A 社で継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主は、「当社は、昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、適用事業所となる前までは国民年金保険料徴収事務を B に委託しており、従業員の給料から国民年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「当該事業所を昭和 49 年に退職した際に、当時勤務していた期間が国民年金被保険者期間であったことを初めて知った。」と供述しているところ、当該同僚のオンライン記録をみると、20 歳から国民年金に加入しており、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人から提出された「入社のご案内」において、先輩社員として紹介されている申立人と同時期に入社した同僚のオンライン記録をみる

と、20歳に国民年金の被保険者資格を取得しており、当該事業所が厚生年金保険に新規適用された昭和57年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 391 (事案 3 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 22 日から 49 年 6 月 28 日まで

平成 19 年 11 月 22 日付け年金記録訂正不要通知を受理したが、A 社には、申立期間について継続勤務していたことは間違いなく、勤務期間と厚生年金保険加入期間に相違があることに納得できない。

今回、A 社における雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(加入記録は昭和 46 年 5 月 26 日から 50 年 5 月 25 日まで)及び同僚の証言書(仕事内容が同じであったので、私も当然厚生年金保険に加入していると思っていたとの内容。前回申立ての際は証言者が 1 人であったが、今回は証言者をさらに 1 人追加。)を提出するので、再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の加入記録及び A 社の同僚の証言から、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたと思われるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料が無いこと、ii) 申立人は、昭和 49 年 6 月 28 日から 50 年 6 月 26 日までは、同事業所において、厚生年金保険と政府管掌健康保険の双方に加入しているが、申立期間については、夫が加入していた政府管掌健康保険の被扶養者に認定されていること、iii) 同事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな資料として申立人から提出された A 社における雇用保険被

保険者資格取得届出確認照会回答書及び同僚の証言書は、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける資料ではあるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる資料とは認められない。

また、今回、元事業主が保管している出勤簿により、申立人は昭和 46 年 2 月 22 日から退職した 50 年 6 月 25 日まで A 社において継続して勤務していたことが認められるとともに、同出勤簿及び元事業主の供述から、申立人の同事業所における申立期間とその後の厚生年金保険被保険者期間の業務内容及び勤務形態には、同質性及び継続性が認められた。

しかしながら、元事業主は、「私が父親の経営する A 社で勤務し始めた昭和 30 年代は、入社した従業員全員について厚生年金保険に加入させていたが、厚生年金保険の加入手続を行っても、すぐに従業員が退職するなどの状態が続いたため、昭和 40 年代初めごろから、厚生年金保険に加入したいという意向を示した従業員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いに変更した。この取扱いにより、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、途中から加入した従業員もいたと思う。加入手続を行っていない従業員の給料からは厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

そこで、同僚の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、申立人と同様に、同事業所での勤務開始後、長期間経過後に厚生年金保険に加入した従業員が 3 人存在し、そのうちの 1 人は、「勤務当初は、国民年金に加入していたこともあり、厚生年金保険加入の意向は示していなかったが、国民年金よりも厚生年金保険の方が年金額が高いことから、厚生年金保険加入の意向を A 社に示した。しかし、事業主からは、そのうち加入手続をすと言われ、なかなか加入させてもらえなかった。加入までの間、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 49 年 6 月 28 日）には、申立人を含めて、入社が明らかなに異なる 3 人の従業員が同一日に加入しているほか、52 年 6 月 15 日には、入社が明らかなに異なる 2 人の従業員が、55 年 3 月 28 日にはそれまで加入していなかった事業主夫婦と併せて合計 3 人が同一日に加入している状況が認められることから、A 社では、入社が異なる複数の従業員について、特定の日に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

以上のことから、A 社では、一部の従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。